

令和7年10月31日

令和7年 第10回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 令和7年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年10月31日（金曜日）午後2時00分～午後2時24分
2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室
3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）  
2番 岩田圭子  
3番 藤宮志津子  
4番 新庄涼子  
5番 石井和光
4. 欠席委員 なし
5. 説明職員  

教育部長	田口茂夫	教育指導担当部長兼 教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	学校施設更新 等担当課長	長瀬正人
青少年課長	内野峻佑	生涯学習課長	廣瀬裕
中央図書館長	浴靖子		
6. 書 記  
庶務係長 赤間祐介 主 事 濱仲あかね

○議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長諸務報告

第4 第37号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

第5 その他報告事項 (1) 東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

(2) 令和8年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について

---

◎開会の辞

○岡田教育長 ただいまから令和7年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 議席の指定

○岡田教育長 日程第1、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席につきましては教育長が会議に諮って定めることとなっております。議席につきましては、ただいま着席されている席を議席といたしますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、議席につきましてはただいま着席の議席に指定いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育長職務代理人については、引き続き岩田委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○岩田委員 よろしくお願いたします。

---

◎日程第2 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、石井委員にお願いたします。

○石井委員 はい。

○岡田教育長 ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

(傍聴者 入室)

---

◎日程第3 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第3、教育長諸務報告を行います。

資料をご覧ください。

9月26日金曜日、教育委員会定例会に出席しました。

9月29日月曜日、教育委員会訪問で第七小学校を訪問しております。

9月30日火曜日、校長会役員会に出席しました。

10月1日水曜日、教育委員辞令交付式に出席しました。

同日、市職員人事異動等辞令交付式に出席しました。

10月2日木曜日、食肉における食中毒予防授業、こちらは多摩立川保健所の事業でございますが、そちらを参観しました。当日は第六小学校の第六学年の児童を対象に授業が行われており、食肉の食中毒予防をグループワークを通して学んでいました。

同日、第26回MOA美術館東大和児童作品展審査会に出席しました。

10月3日金曜日、校長会に出席しました。

同日、教育委員懇談会に出席しました。

10月4日土曜日、第48回市政功労者表彰式に出席しました。

10月5日日曜日、東大和市総合防災訓練に出席しました。こちらは第三中学校と第六小学校を会場としており、第三中学校の生徒も防災訓練に出席をし、様々な体験を積んでいました。

10月7日火曜日、出張版！東大和ヒトみらいトークに出席しました。こちらは第八小学校の6年生を対象としたもので、総合的な学習の時間で、防災に強くなるというテーマを設けて学んでいました。そこに市長が出席をして、自分たちができること、また市ができることを市長と意見交換をした内容となっています。子どもたちは真剣に防災のことについて考えていまして、自分たちはどういうふうに行動したらいいのかを市長と懇談を通して学んでいました。

10月8日水曜日、市議会議員学校給食試食会に出席しました。こちらは、メニューが学校給食甲子園にエントリーをしたメニューでございまして、そちらの試食をしました。大変おいしくいただきました。

同日、東京都市教育長会定例会に出席しております。

10月9日木曜日、副校長会に出席しました。

10月11日土曜日、第55回東大和市民文化祭開会式に出席しました。この日から11月3日の文化の日までが市民文化祭の開催期間でございまして、かなりたくさ

んの作品展や発表、舞台発表、また大会等が開催されているのですけれども、そちらを参観しました。

10月11日土曜日、第42回八地区秋まつりに出席しました。

同日、デフリンピックまるごと体感フェスに出席しました。デフリンピックの体感フェスでございますけれども、デフアスリートのお話を伺う機会がありまして、デフアスリートの様々な競技の練習の仕方とか、想像している以上に工夫をしながら練習をしている、そういう話を伺いました。例えば陸上の選手で、リレーのバトンパスの練習は、音が聞こえないわけですから、通常はリレーのバトンパスというのは声でゴーと言って前を見ながら渡す、渡されるほうは走るわけですね。でも、音が聞こえないので、ゴーではなく見て、あそこに来たら全力で走るといふのを前の走者の走力を考えて走る練習をするという、相当な練習の中で工夫や苦労があることを、また、それぞれの競技においていろいろな工夫があることを学ばせていただきました。

10月12日日曜日、小学校運動会を観覧しました。観覧したのは、第二小学校と第九小学校です。こちらは11日の土曜日に実施予定でありました運動会が雨天のため延期となりまして、12日の日曜日に開催をしたというものです。

同日、東大和ヒトみらいトークに出席しました。

そして、市民文化祭の茶席に出席しました。

日本舞踊連盟の発表会を観覧しました。

三曲演奏会を観覧いたしました。

東大和市アマチュア無線クラブ公開運用を拝見しました。

10月14日火曜日、市民文化祭の喜多方市の資料展示を観覧しました。

同日、華道展も観覧しました。

10月17日金曜日、教育委員会訪問として第四中学校を訪問しました。

同日、東大和市戦没者追悼式に出席しました。

10月18日土曜日、小学校運動会を観覧をいたしました。観覧した学校は、第四小学校と第六小学校です。

同日、文化祭の美術展、盆栽展、ボタニカルアート展を観覧しました。

10月19日日曜日、市民スポーツ大会の柔道大会を観覧しました。

文化祭の民謡連盟の秋季大会、市民音楽祭を観覧しました。

10月21日火曜日、校長会役員会に出席しました。

市民文化祭の写真展、ネット時代のまちおこし、デジタル郷土史を観覧しました。

10月23日木曜日、市民文化祭手工芸展を観覧しました。

同日、第2回図書館を使った調べる学習コンクール審査会に出席しました。こちらの図書館を使った調べる学習コンクールは、昨年度よりも市内小中学校から数多く出品しております。12月に表彰式が行われる予定でございますが、審査をすることで教育長賞、中央図書館長賞、優秀賞を選ばせていただいております。12月の表彰式に出席をして子どもたちに賞状を渡すことになっております。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 特によろしいですか。

市民文化祭、子どもたちの作品や子どもたちの参加がいつも以上に多かったという、肌感覚ですけれども印象があります。また、観覧している人とか子どもが年々多くなってきてすごくうれしいなと感じております。

○藤宮委員 大人のは反対に減ってます。

○岡田教育長 徐々に文化の伝承というのが次の世代に受け継がれていくといいなと感じたところです。

ありがとうございました。

---

◎日程第4 第37号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○岡田教育長 日程第4、第37号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第37号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年9月10日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係、内閣府令の整備等に関する内閣府令、令和7年内閣府令第80号により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号の一部が改正されたため、当該条例の一部を改正するものであります。

なお、本条例に基づく事業につきましては、いわゆる学童保育事業として市長から委任事務として教育委員会で実施しているものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

第13条において引用している児童福祉法第33の10に、新たに第2項及び第3項が設けられたため、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改めるものであります。

次に、附則であります。条例の施行日を公布日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第37号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

---

## ◎日程第5 その他報告事項

○岡田教育長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項（１）東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例について、本件の報告をお願いいたします。

内野青少年課長。

○内野青少年課長 その他報告（１）東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本件に係る事業につきましては、市長の補助執行事務として青少年課で実施しているものであります。

また、本条例につきましては、本日の教育委員会定例会での報告後、令和7年第4回市議会定例会に議案として上程する予定としております。

まず、本協議会につきましては、地方青少年問題協議会法に基づく市長の附属機関であります。

設置の経緯であります。敗戦による経済及び教育の混乱等により、青少年の不良化防止が緊急の課題であるとして、国において昭和28年に地方青少年問題協議会法を制定し、当市においては昭和37年10月に同法の規定により本協議会を設置しております。

また、現在は本協議会設置後の青少年や若者を取り巻く課題や社会情勢の変化などに伴いまして、市長に対する諮問等を行われず、青少年の健全育成に資する表彰などを行っております。

最後に、本条例を廃止する背景であります。国が子ども子育て支援法を制定し、また市は同法に基づく市長の附属機関として本協議会とは別に、平成25年8月に会議機関を設置しております。当該会議機関は、令和7年8月1日に設置目的などを改正し、若者も対象にしたことなどにより、本協議会と所掌する事務などについて一層重複する状況になったことに伴い、本協議会を整理するものであります。

なお、本協議会の廃止については、過日行われました協議会において、委員のご了承を得ております。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

確認ですけれども、青少年問題協議会で善行表彰を行っていたということですが、そちらの表彰については今後どんなふうな方向性になるかをお話ししていた

だいてもよろしいですか。

内野青少年課長。

○内野青少年課長 当協議会で実施しております善行青少年の表彰につきましては、協議会が今年度末をもって廃止になりますが、今年度につきましては引き続き実施ということであります。

次年度以降については、類似の表彰が市のほうでもありますので、その他の表彰と合わせられるかを今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

では、もう一つ確認します。教育委員会定例会でもお配りされていた青少年の健全育成方針に何か変わるものは市のほうで子育て支援でつくられているものに重複する形だからということによろしかったですか。

内野青少年課長。

○内野青少年課長 当協議会で作成しております青少年の健全育成方針ですが、毎年度作成させていただいております。こちらに関しましては協議会のほうで諮らせていただきまして、今後協議会が廃止することもありますので、作成しないことになりました。

健全育成方針は、東大和市の子ども・子育て憲章に内容として包含されるものと考えておりますので、今後は作成しないことになると考えております。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、質疑を終了いたします。

報告事項（２）令和８年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について、本件の報告をお願いいたします。

内野青少年課長。

○内野青少年課長 その他報告（２）令和８年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱案についてご説明申し上げます。

まず、本件に係る事業につきましては、市長からの委任事務として教育委員会で実施しているもので、毎年度単年度要綱を制定しているものであります。

それでは、資料を3枚おめくりいただきまして、本要綱の新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

まず、本要綱の目的についてであります。第1条に掲げられておりますとおり、保護者の労働その他の理由により、放課後等において保護者の適切な保育を受けられない児童の安全確保及び健全育成を図るため児童館において実施する事業について、必要な事項を定めるものであります。

次に、変更点であります。2枚おめくりいただきまして、3ページ目の左側の第6条をご覧ください。左側は現行の本要綱であります。第6条は、利用する児童の保護者の申請に係る手続と、教育委員会における事務処理に係る手続等の規定となっておりますことから、右側の改正案のとおり、利用する児童の保護者の申請に係る手続については第6条、教育委員会における事務処理に係る手続等につきましては、1枚おめくりいただきまして、4ページに記載のとおり第7条として整理し、これに伴い、合わせて以降の条番号を繰り下げるものであります。

その他の変更点につきましては、年度の修正であります。

1枚おめくりいただきまして、5ページをお開きください。次に附則であります。第1項として、施行日を令和8年4月1日とするものであります。第2項の利用の承認などは令和7年12月1日としております。

今後の申請スケジュールについてであります。令和8年度の本事業を4月1日から利用する場合の一次申請期間は、令和7年12月上旬から令和8年1月半ば。二次申請期間は、令和8年1月半ばから同年2月中下旬。5月1日以降から利用する場合の申請は利用を希望する月の前月中旬を締切とすることとして予定をしております。

また、それぞれの利用決定通知書の送付につきましては、一次申請のあった者に対しては2月中旬頃、二次申請のあった者に対しては3月中旬頃、5月以降から利用希望する申請のあった者に対しては前月下旬に実施することとして予定をしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

大きく変わったというわけではなくて、利用の手続の部分を申請する保護者側

の部分と事務手続をする教育委員会側のものを分けて記載をしたということと  
思っています。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了  
いたしました。

これをもって令和7年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時24分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

石井和光